明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三四〇）　二
〔省　令〕
○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**法務・厚生労働**二）　四
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（**厚生労働**一四九）
〔規　則〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（**国家公安委**一五）　四九
〔告　示〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（**厚生労働**三九一）
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件（**同**三九二）
○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**同**三九三）
○派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**同**三九四）
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件（**同**三九五）
○送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**同**三九六）
○受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（**同**三九七）
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件（**同**三九八）
○港湾労働法施行規則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件（**同**三九九）　五〇　五二　五三　五四　五五　五六

本号で公布された法令のあらまし

◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三四〇号）（厚生労働省）

1　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第五条に規定する業務を削除することとした。（第一条関係）

2　経過措置

㈠　労働者派遣事業の許可に関する経過措置

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前に一般労働者派遣事業の許可の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例によることとした。（第四条関係）

㈡　労働者派遣事業の許可の有効期間に関する経過措置

(1)　改正法の施行の際現にされている改正法第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によりされた許可の有効期間の更新の申請は、改正法第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）の規定によりされた許可の有効期間の更新の申請とみなすこととした。（第六条第一項関係）

(2)　(1)の申請に係る許可の有効期間の更新の基準については、なお従前の例によることとした。（第六条第二項関係）

㈢　特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関する経過措置

(1)　新法第三〇条第一項第一号及び第二項並びに第四〇条の五第二項の規定は、改正法施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び当該労働者派遣に係る派遣労働者について適用することとした。（第七条第一項関係）

(2)　新法第三四条等の労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する規定は、改正法施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業について適用し、改正法施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業については、なお従前の例によることとした。（第七条第二項関係）

(3)　改正法施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、旧法第四〇条の四及び第四〇条の五の規定は、なおその効力を有することとした。（第七条第三項関係）

3　この政令は、平成二七年九月三〇日から施行することとした。